

消防消第 110 号
消防災第 45 号
消防地第 316 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
（ 公 印 省 略 ）

消防防災分野におけるドローンの活用について（通知）

消防庁では、消防防災分野におけるドローンの活用について、「令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和 6 年 7 月 12 日付け消防庁次長通知）や「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和 7 年 8 月 29 日付け消防庁次長通知）を発出し、災害対策の手段としてドローンの活用を推進しています。

消防本部、地方公共団体の防災部局及び消防団に整備される災害対応ドローン（水中ドローンを含む。以下同じ。）に関しては、令和 7 年度まで緊急防災・減災事業債の対象とされてきたところ、同事業債については、今般、令和 12 年度まで延長されることとなりました。また、防災対策事業債についても、引き続き対象とされています。

つきましては、消防防災力の強化に向け、ドローンを整備する際には、下記に留意していただくとともに、各都道府県消防防災主管部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知し、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防本部に整備される災害対応ドローン

消防本部に整備される災害対応ドローンについては、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債（以下「緊急防災・減災事業債等」という。）の対象とされています。対象となるドローンの要件等については、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」（令和 4 年 3 月 31 日付け消防消第 99 号消防庁消防・救急課長通知）、「消防本部における水中ドローンの整備推進について」（令和 5 年 3 月 27 日付け消防消第 116 号消防庁消防・救急課長通知）及び「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）」（令和 7 年 4 月 1 日付け消防消第 85 号消防庁消防・救急課長、消防災第 48 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）により示していたところですが、今般、内容の一部変更がありましたので、今後は、別添 1 及び 2 をご参照ください。

2 防災部局に整備される災害対応ドローン

防災部局に整備される災害対応ドローンについては、緊急防災・減災事業債等の対象とされています。対象となるドローンの要件等については、「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）」（令和7年4月1日付け消防消第85号消防庁消防・救急課長、消防災第48号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）により示しているところですが、今般、内容に一部変更がありましたので、今後は、別添3及び4をご参照ください。

3 消防団に整備される災害対応ドローン

消防団に整備される災害対応ドローンについては、緊急防災・減災事業債等及び消防団設備整備費補助金の対象とされています。今般、緊急防災・減災事業債等及び消防団設備整備費補助金を活用した消防団におけるドローンの整備について、新たにドローンの要件等を別添5及び6のとおり定めましたのでご参照ください。

4 その他

消防本部及び消防団におけるドローンの調達等については、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について（関係省庁申し合わせ）」について（情報提供）」（令和2年9月16日付け消防庁消防・救急課、消防庁地域防災室、消防庁広域応援室事務連絡）により、機微情報漏洩はもとより、操縦不能や乗っ取り等による救助業務への支障等の対応に努めることが重要である旨、お知らせしているところですが、防災部局におけるドローンの調達等も含め、改めて、当該事務連絡（別添7）の内容にご留意の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、対応いただくに当たっては、以下も参考にさせていただくとともに、必要に応じて消防庁担当課へお問い合わせください。

（1）調達仕様書記載事項（例）

ドローンの調達時における対応の一つとして、調達仕様書において、例えば、以下のような事項を盛り込むことが考えられること。

【調達仕様書記載事項（例）】

①飛行情報や撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

- ドローンの飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。なお、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同じ。）や撮影記録情報など当該ドローンが収集する情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、【団体名・消防本部名等】の許可を得ていない者による当該情報の取得が適切に防止されていること。
- 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。
なお、書面等の様式は任意様式とする。

②操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

- ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。
- ドローン及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運

用者を含め、強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定など、【団体名・消防本部名等】の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。

- ・ 操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキングなどの飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。
- ・ 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。
なお、書面等の様式は任意様式とする。

③ サプライチェーン・リスク等に関する事項

- ・ 機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組み込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。
- ・ 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。
なお、書面等の様式は任意様式とする。

④ 本社等が立地する場所の法的環境等に関する事項

- ・ ドローン及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者が、その本社等の立地する場所の法的環境等により、サイバーセキュリティの適切性が影響を受けない理由を示すこと。
- ・ 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。
なお、書面等の様式は任意様式とする。

⑤ ドローンの供給安定性に関する事項

- ・ 外国からの部品調達など、ドローン又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者の供給安定性についてリスクを評価し、それに対する対応方策を示すこと。
- ・ 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。
なお、書面等の様式は任意様式とする。

(2) 契約方式

ドローンの調達に当たっては、工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法である総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2第1項）を採用するなど、調達内容に応じて適切な契約方式を選定することが考えられること。

(3) 運用時における情報流出防止策

ドローンの運用時における対応の一つとして、取り扱う情報の機微性や業務の性質に応じて、以下のような情報流出防止策を講じることが考えられること。

- ① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
- ② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去するなどの措置を講じる。

【消防本部担当】

消防・救急課警防係

TEL : 03-5253-7522

【防災部局担当】

国民保護・防災部防災課震災対策係

TEL : 03-5253-7525

【消防団担当】

国民保護・防災部地域防災室消防団係

TEL : 03-5253-7561

消防本部に整備される災害対応ドローンに係る緊急防災・減災事業債等について

1 緊急防災・減災事業債等の対象となるドローン

緊急防災・減災事業債等の対象となるドローンについては、次の(1)及び(2)をご確認ください。

なお、整備されるドローンと一体不可分の機能を有するドローン格納庫を整備する場合、当該ドローン格納庫の整備についても、緊急防災・減災事業債等の対象とされています。

(1) 機能要件

(ア) 水中ドローン以外のドローン

a 必須要件(標準的に備える必要のある機能)

- ・ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること
- ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

b 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)

- ・熱画像撮影機能
- ・暗所撮影機能
- ・高倍率ズーム機能
- ・ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能
- ・プログラムによる自立制御飛行(自動航行)機能
- ・物件の搬送、投下機能 など

(イ) 水中ドローン

a 必須要件(標準的に備える必要のある機能)

- ・遠隔操作が可能であること(有線含む)
- ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

b 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)

- ・音波探査機能
- ・水中ドローンの位置情報把握機能
- ・物件の収集・搬送機能
- ・水中ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能 など

(2) その他

ドローンの調達は、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日付け関係省庁申合せ)において規定された調達手続を考慮した手続により行うこととし、機微情報漏洩はもとより、操縦不能や乗っ取り等による業務への支障等が生じないよう努めていただきますようお願いいたします。

2 整備計画の提出

「消防本部災害対応ドローン整備計画」(別添2)を消防庁消防・救急課に提出し、1(1)及び(2)について確認が取れたものを緊急防災・減災事業債等の対象とします。

なお、消防・救急課の同計画の確認には1か月程度を要することから、各消防本部におかれては、総務省への起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出していただきますよう留意願います。

手続き等の詳細は、別途通知する予定の「緊急防災・減災事業債等における消防本部、防災部局及び消防団に整備される災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて」をご参照ください。

消防本部災害対応ドローン整備計画

別添 2

消防庁消防・救急課 宛

都道府県	消防本部
〇〇県	□□消防本部

緊急防災・減災事業債等を活用して消防本部に整備される災害対応ドローンについて、下記のとおり整備計画を提出します。

1. 目標
災害対応のために必要な機能を有するドローンを計画的に整備することで、消防力を強化し住民の生命・身体を守ることに寄与する。
2. 計画の範囲
●●消防本部におけるドローンの整備に関すること。
3. 他計画等との関係 (※ 位置付けがあれば記載し、該当部分の写しを添付すること)
●●計画や●●災害対応マニュアル等に当該ドローンの整備に関することを位置付けている。

4. 整備予定

(1) 水中ドローン以外のドローン

※必要に応じ適宜行を追加すること

No	都道府県	消防本部	所有・管理課室	メーカー機種	台数	機能			整備予定時期	事業費(千円)	財源
						防水性能等級	カメラ搭載	その他			
例 1	●●県	●●消防本部	本部 警防課	△△△ □□□□	1	5	○	・暗所撮影機能 ・高倍率ズーム機能	R8.12	2,000	緊急防災・減災 事業債

(2) 水中ドローン

No	都道府県	消防本部	所有・管理課室	メーカー機種	台数	機能			整備予定時期	事業費(千円)	財源
						遠隔操作の可否	カメラ搭載	その他			
例 1	●●県	●●消防本部	本部 警防課	△△△ □□□□	1	○	○	・水中ドローンの位置情報把握機能	R9.12	5,000	緊急防災・減災 事業債

(3) ドローン格納庫

No	都道府県	消防本部	所有・管理課室	メーカー機種	台数	備える機能	整備予定時期	事業費(千円)	財源
例 1	●●県	●●消防本部	本部 警防課	△△△ □□□□	1	～～ の機能	R8.12	5,000	緊急防災・減災 事業債
2									
3									

※ 当該年度以降の整備についても、予定しているものは記入すること（未定の箇所は空欄で可）

防災部局に整備される災害対応ドローンに係る緊急防災・減災事業債等について

1 緊急防災・減災事業債等の対象となるドローン

緊急防災・減災事業債等の対象となるドローンについては、次の(1)～(5)をご確認ください。

なお、整備されるドローンと一体不可分の機能を有するドローン格納庫を整備する場合、当該ドローン格納庫の整備についても、緊急防災・減災事業債等の対象とされています。

(1) 地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用するものであること。

なお、災害発生時においては、防災部局の差配の下、各種災害応急対策を実施する他の部局が運用することは差し支えない。また、平時において、防災部局の整備・管理の上、当該他の部局が実施する平時の施策に活用することも差し支えない。

(2) 次のいずれかの用途に供すものであること。

- ・ 物資輸送
- ・ 防災情報システムまたは災害時オペレーションシステムへの映像伝送(映像を受信及び投影できる機器と一体的な整備を行うこと。)
- ・ その他、被害状況の把握や住民等への情報伝達など地方公共団体の防災部局が実施する災害応急対策に係る用途

(3) 水中ドローン以外のドローンについては、次の要件を満たすこと。

a 必須要件(標準的に備える必要のある機能)

- ・ ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること
- ・ 動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

b 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)

- ・ 熱画像撮影機能
- ・ 暗所撮影機能
- ・ 高倍率ズーム機能
- ・ ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能
- ・ プログラムによる自立制御飛行(自動航行)機能
- ・ 物件の搬送、投下機能 など

(4) 水中ドローンについては、次の要件を満たすこと。

a 必須要件(標準的に備える必要のある機能)

- ・ 遠隔操作が可能であること(有線含む)
- ・ 動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

b 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)

- ・ 音波探査機能
- ・ 水中ドローンの位置情報把握機能
- ・ 物件の収集・搬送機能
- ・ 水中ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能 など

(5) その他

ドローンの調達は、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日付け関係省庁申合せ)において規定された調達手続を考慮した手続により行うこととし、機微情報漏洩はもとより、操縦不能や乗っ取り等による業務への支障等が生じないよう努めていただきますようお願いいたします。

2 整備・運用事業計画の提出

各地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用する災害対応ドローンの整備や人材育成に係る「防災部局災害対応ドローン整備・運用事業計画」(別添4)を消防庁国民保護・防災部防災課に提出し、1(1)～(5)について確認が取れたものを緊急防災・減災事業債等の対象とします。

なお、防災課の同計画の確認には1か月程度を要することから、各地方公共団体におかれては、総務省への起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出していただきますよう御留意願います。

手続き等の詳細は、別途通知する予定の「緊急防災・減災事業債等における消防本部、防災部局及び消防団に整備される災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて」をご参照ください。

防災部局災害対応ドローン整備・運用事業計画

別添4

消防庁国民保護・防災部防災課 宛

都道府県	市区町村
○県	□市

緊急防災・減災事業債等を活用して防災部局に整備される災害対応ドローンについて、下記のとおり整備・運用事業計画を提出します。

1. 目標
計画的にドローンを整備するほか、運用する職員の育成・訓練を行い、災害時、迅速かつ機動的に物資輸送や住民への避難情報の伝達、被害状況の把握などを実施することで、住民の生命・身体を守ることに寄与する。
2. 計画の範囲
●●市の防災部局におけるドローンの整備、運用する職員の育成・訓練及び運用の方法に関すること。
※ ●●市防災部局以外の部局及び●●市以外の者が所有するドローンは除く。
3. 他計画等との関係 (※ 位置付けがあれば記載し、該当部分の写しを添付すること)
●●市地域防災計画や●●市災害対応マニュアル等に当該ドローンの整備・運用に関する内容を位置付けている。

4. 整備予定

(1) 水中ドローン以外のドローン

※必要に応じ適宜行を追加すること

No	都道府県	市町村	メーカー機種	台数	機能と使用目的				所有・管理部局	整備予定時期	事業費(千円)	財源
					物資輸送	情報伝達	情報収集	防災情報システムまたは災害時オペレーションシステムへの映像伝送				
例 1	●●県	●●市	△△△ □□□□	1	備える機能 主たる使用目的	○ ○	○	～～の機能 ○	防災部局	R8.12	5,000	緊急防災・減災事業債
2					備える機能 主たる使用目的				防災部局			
3					備える機能 主たる使用目的				防災部局			

(2) 水中ドローン

No	都道府県	市町村	メーカー機種	台数	機能			所有・管理部局	整備予定時期	事業費(千円)	財源
					遠隔操作の可否	カメラ搭載	その他				
例 1	●●県	●●市	△△△ □□□□	1	○	○	水中ドローンの位置情報把握機能	防災部局	R8.12	5,000	緊急防災・減災事業債
2								防災部局			
3								防災部局			

(3) ドローン格納庫

No	都道府県	市町村	メーカー機種	台数	備える機能	所有・管理部局	整備予定時期	事業費(千円)	財源
例 1	●●県	●●市	△△△ □□□□	1	～～の機能	防災部局	R8.12	5,000	緊急防災・減災事業債
2						防災部局			
3						防災部局			

5. 災害時の運用 【**発災時の具体的なドローンの運用体制・方法を示す資料を別に添付すること**】

- 防災部局が操縦する。
- 防災部局が差配し、他の部局が操縦する。
- (ドローン格納庫の整備に緊急防災・減災事業債を活用する場合) 当該ドローン格納庫は、ドローンと一体不可分な機能を有する
- その他 →具体的に記載⇒ ()

6. 運用する職員の育成 (※ 該当する項目にチェックの上、適宜記載を修正すること) 【複数回答可】

- 民間資格又は民間団体等が開催する研修等を危機対策課職員●人が受講予定。(取得予定の資格又は研修等の名称:)
- 国家資格 (●等) をすでに取得
- 操縦技術の練度を高めるために年●回操縦訓練を実施しており、次年度以降も継続実施。
- 操縦職員が所属異動しても、災害時に速やかにドローン操縦に従事できるよう体制を構築する。
- 消防庁が開催するドローン技術指導アドバイザー育成研修について、危機対策課職員●人が受講予定。
※ドローン技術指導アドバイザー育成研修を受講するためには別に照会する要望調査で申込みが必要であり、応募状況により必ずしも受講できるとは限りません。
- アドバイザー派遣制度を活用し、災害対策課職員●人、●●課職員●人が受講予定。
- その他 →具体的に記載⇒ ()

7. ドローンを活用した防災訓練等 (※ 該当する項目にチェックの上、適宜記載を修正すること)

- 例年実施している●●町総合防災訓練でドローンによる被害状況の把握を想定した訓練メニューを実施。
- ▲▲自主防災組織の訓練でドローンのデモを行い、▲▲地域が孤立した場合の物資輸送について周知する。
- その他 →具体的に記載⇒ ()

消防団に整備される災害対応ドローンに係る
緊急防災・減災事業債等及び消防団設備整備費補助金について

1 緊急防災・減災事業債等及び消防団設備整備費補助金の対象となるドローン

緊急防災・減災事業債等及び消防団設備整備費補助金の対象となるドローンについては、次の(1)及び(2)をご確認ください。

なお、整備されるドローンと一体不可分の機能を有するドローン格納庫を整備する場合、当該ドローン格納庫の整備についても、緊急防災・減災事業債等の対象とされています。

(1) 機能要件

(ア) 水中ドローン以外のドローン

a 必須要件(標準的に備える必要のある機能)

- ・ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること
- ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

b 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)

- ・熱画像撮影機能
- ・暗所撮影機能
- ・高倍率ズーム機能
- ・ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能
- ・プログラムによる自立制御飛行(自動航行)機能
- ・物件の搬送、投下機能 など

(イ) 水中ドローン

a 必須要件(標準的に備える必要のある機能)

- ・遠隔操作が可能であること(有線含む)
- ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

b 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)

- ・音波探査機能
- ・水中ドローンの位置情報把握機能
- ・物件の収集・搬送機能
- ・水中ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能 など

(2) その他

ドローンの調達は、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日付け関係省庁申合せ)において規定された調達手続を考慮した手続により行うこととし、機微情報漏洩はもとより、操縦不能や乗っ取り等による業務への支障等が生じないよう努めていただきますようお願いいたします。

2 整備計画の提出

「消防団災害対応ドローン整備計画」(別添6)を消防庁国民保護・防災部地域防災室に提出し、1(1)及び(2)について確認が取れたものを緊急防災・減災事業債等及び消防団設備整備費補助金の対象とします。

なお、地域防災室における同計画の確認には1か月程度を要することから、各消防本部におかれては、総務省への起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって御提出いただきますよう御留意願います。

緊急防災・減災事業債等に係る手続き等の詳細は、別途通知する予定の「緊急防災・減災事業債等における消防本部、防災部局及び消防団に整備される災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて」をご参照ください。

消防団災害対応ドローン整備計画

別添 6

消防庁国民保護・防災部地域防災室 宛

都道府県	消防本部
○○県	□□消防本部

緊急防災・減災事業債等又は消防団設備整備費補助金を活用して消防団に整備される災害対応ドローンについて、下記のとおり整備計画を提出します。

1. 目標
災害対応のために必要な機能を有するドローンを計画的に整備することで、消防力を強化し住民の生命・身体を守ることに寄与する。
2. 計画の範囲
●●消防団におけるドローンの整備に関すること。
3. 他計画等との関係 (※ 位置付けがあれば記載し、該当部分の写しを添付すること)
●●計画や●●災害対応マニュアル等に当該ドローンの整備に関することを位置付けている。

4. 整備予定

(1) 水中ドローン以外のドローン

※必要に応じ適宜行を追加すること

No.	消防団	所有・管理課室	メーカー機種	台数	機能			整備予定時期	事業費(千円)	財源
					防水性能等級	カメラ搭載	その他			
例 1	●●消防団	本部 警防課	△△△ □□□□	1	5	○	・暗所撮影機能 ・高倍率ズーム機能	R8.12	2,000	緊急防災・減災 事業債

(2) 水中ドローン

No.	消防団	所有・管理課室	メーカー機種	台数	機能			整備予定時期	事業費(千円)	財源
					遠隔操作の可否	カメラ搭載	その他			
例 1	●●消防団	本部 警防課	△△△ □□□□	1	○	○	・水中ドローンの位置情報把握機能	R9.12	5,000	緊急防災・減災 事業債

(3) ドローン格納庫

No.	都道府県	所有・管理課室	メーカー機種	台数	備える機能	整備予定時期	事業費(千円)	財源
例 1	●●県	本部 警防課	△△△ □□□□	1	～～ の機能	R8.12	5,000	緊急防災・減災 事業債
2								
3								

※ 当該年度以降の整備についても、予定しているものは記入すること（未定の箇所は空欄で可）

事務連絡
令和2年9月16日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消防庁消防・救急課
消防庁地域防災室
消防庁広域応援室

「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について
(関係省庁申し合わせ)」について (情報提供)

平素より、消防行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

無人航空機については、本年3月の「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、飛行・撮影情報の外部への漏洩や、他人の機体の乗っ取りといった、サイバーセキュリティ上の懸念について、国として対応策を講じることとされておりました。

これを受け、小型無人機に関する関係府省庁連絡会議において「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日関係省庁申し合わせ。以下「調達等方針」という。)が決定されました。消防活動に用いられる小型無人機は、調達等方針3(3)の人命に直結する業務に用いられるものに該当します。

調達等方針は、政府調達を対象としたものであり、各消防本部及び消防団に直接適用されるものではありませんが、各消防本部及び消防団においても小型無人機の調達・使用に当たり、機微情報漏洩はもとより、操縦不能や乗っ取り等による救助業務への支障等の対応に努めることが重要であることから、今後の業務の参考までに別添のとおり情報提供いたします。

なお、地域防災室及び広域応援室が配備している無償貸付及び無償使用の無人航空機については調達等方針5(2)に記載する情報流出防止策を講じるよう、御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して周知いただくとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

参考資料

- ・別添 政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について
- ・参考1 小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針
- ・参考2 IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月 関係省庁申合せ）

【担当】 消防庁消防・救急課

喜多補佐、渡辺係長、五十川事務官

電話：03-5253-7522

消防庁地域防災室

加藤補佐、伊藤係長、前田事務官

電話：03-5253-7561

消防庁広域応援室

林補佐、鍋谷係長、高橋事務官

電話：03-5253-7527

政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について

令和2年9月14日

関係省庁申合せ

1. 目的

無人航空機は、「空の産業革命」とも言われる新たな可能性を有する技術として、人手不足や少子高齢化といった社会課題の解決や新たな付加価値の創造を実現するツールとして期待されているところであり、官民間わず幅広く活用されている。

一方、無人航空機の情報通信機器としての性格を踏まえれば、本年3月に開催された「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において指摘されているとおり、飛行・撮影情報の外部への漏洩や、他人の機体の乗っ取りといった、サイバーセキュリティ上の懸念について、十分な対応策を講じることが必要である。

このため、国の行政機関・独立行政法人・サイバーセキュリティ基本法に定める指定法人（以下「政府機関等」という。）において特に防護すべき無人航空機に関する調達の基本的な方針及び手続等について、次のとおり関係省庁で申し合わせ、講ずべき必要な措置について明確化を図る。

2. 無人航空機に関するセキュリティ上のリスク

無人航空機を調達する際には、飛行記録データ等を含む機微情報の窃取・漏洩による業務等への支障、操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失、といったリスクについて、十分に考慮する必要がある。なお、調達時のみならず、事後的なソフトウェアの書換えにより、機能制限や乗っ取り等が可能になるという特質もあることから、無人航空機のライフサイクル全般にわたって考慮が必要である。

3. 対象とする無人航空機の調達

「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（令和2年6月30日一部改正）」（以下「申合せ」という。）別紙1に掲げる政府機関等は、以下に掲げる重要業務に用いられる無人航空機の調達のうち、特にサイバーセキュリティ上のリスクを考慮すべきと判断されるものについて、内閣官房と協議の上、本申合せに基づき必要な措置を講じる対象とする。

- (1) カメラやセンサーから収集される情報の窃取や飛行記録データ（時間・場所）の窃取により、活動内容が推測されうること、公共の安全と秩序維持に関する業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある業務
例) ・我が国の防衛

- ・領土・領海保全
 - ・犯罪捜査、警備 等
- (2) カメラやセンサーから収集される情報の窃取により、公共の安全と秩序維持等に支障が生じるおそれがある業務
- 例)・国民保護法の「生活関連等施設」(※)の脆弱性に関する情報を収集する業務(点検等)
- (※) その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼす、もしくは周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設
- ・その他機密性の高い情報を取り扱う業務(詳細な3D地図の作成のための測量業務等)
- (3) 人命に直結する業務であって、無人航空機の適時適切な飛行が妨げられる(例:無人航空機が突然動かなくなる)ことで、その遂行に支障が生じるおそれがある業務
- 例)・救難、救命等の緊急対応業務 等

4. 調達手続き

政府機関等は、第3項により特定した無人航空機の調達については、「申合せ」別紙2の「特定用途機器」並びに「申合せ」別紙3において「①国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム」又は「②機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム」を対象としている考え方にに基づき、調達計画について事前に内閣官房と協議を行った上で、「申合せ」第3～5項の調達に係る各項目を準用する。

なお、助言は、セキュリティ上のリスク及びユースケースに係る評価等について総合的に勘案した上で、内閣官房より行うものとする。

5. 経過措置

- (1) 政府機関等は、第3項に該当する業務に用いる無人航空機であって現在使用しているものについて、リスク評価を行った上で、サイバーセキュリティ確保の観点からリスクが高いものについては、できるだけ速やかにリスクが低いものへの置き換えを進めることとする。
- (2) 政府機関等は、その保有する無人航空機(第3項に該当しないものを含む。)及び業務委託した民間企業等が使用する無人航空機についても、取り扱う情報の機微性や業務の性質に応じて、以下に掲げるような情報流出防止策を講じる。
- ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
 - イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛

行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去するなどの措置を講じる。

6. 本申合せの適用開始時期及び見直し

本申合せは、令和3年度予算に基づき令和3年4月1日以降に調達手続が開始されるものから適用する。

また、本申合せは、政府機関等の適用状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

以上